

<p>(関連分野) 農林水産業</p>
<p>(事業の名称) グリーン・ツーリズムの推進に伴う新たな雇用創出事業</p>
<p>(関係省庁名) 農林水産省、厚生労働省</p>
<p><b>事業の概要</b></p> <p>グリーン・ツーリズムの推進に関する事業を行った場合、以下に挙げるような雇用創出効果があり、雇用が創出された場合には、その雇用に係る人件費として「ふるさと雇用再生特別交付金」に基づく都道府県基金を活用することが可能。</p> <p>(具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受入地域における地域コーディネーターや体験インストラクター等の育成・雇用</li> <li>・ グリーン・ツーリズム旅行商品や着地型体験商品の企画・開発スタッフの雇用</li> <li>・ 農林漁家民宿や農林漁業体験民宿等の整備に伴う運営スタッフの雇用</li> <li>・ 農林水産物直売所、農林漁家・農山漁村レストラン等の運営スタッフの雇用</li> <li>・ 農産物加工施設や加工グループ、観光農園、市民農園、クラインガルテン、各種交流・体験施設の整備、地域通貨等のコミュニティビジネスの運営スタッフの雇用</li> <li>・ グリーン・ツーリズムを通じたむらづくり、棚田等の景観保全、自然環境の保全・再生に取り組むスタッフ、地域案内人等の育成・雇用</li> <li>・ 農林漁業や農山漁村が有する癒し効果、教育的効果等を利用した健康ビジネス、教育ビジネス等のスタッフの育成・雇用</li> </ul>
<p>(事業展開に必要なとなる事項・規制緩和など) 特になし</p>
<p>(期待される効果)</p> <p>定性的効果：中山間地域をはじめ、農林漁業生産だけでは地域での雇用確保が困難な農山漁村において、グリーン・ツーリズム等都市との交流事業を通じた新たな雇用の創出や交流人口を対象とした新たなアグリビジネス・コミュニティービジネスによる雇用の創出</p>
<p>(先行事例)</p>
<p>(期間後の取扱い)</p> <p>グリーン・ツーリズムの推進など、それぞれの事業の継続に必要な人材であることから、ふるさと雇用再生特別交付金の期間後についても、引き続き雇用される。</p>
<p>(関係省庁担当者連絡先)</p> <p>農林水産省農村振興局都市農村交流課 課長補佐 杉原 / 係長 松下 電話番号：03-3502-0030 / ファックス：03-3595-6340</p>